

商品概要説明書

IB 金利上乗せ定期貯金「ネット定期プラス」(スーパー定期 単利型)

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名(愛称)	○IB スーパー定期貯金(単利型) 愛称: ネット定期プラス
2. 販売対象	○個人
3. 取扱期間及び 募集金額	○令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) ○募集金額 100 億円 ※但し、募集金額に達した場合その時点で募集を終了させていただく場合があります。
4. 預入期間	○1年(定型方式) ※自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いのみとなります。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1契約当たり 10 万円以上～1,000 万円未満 ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の店頭表示金利に 0.1%を上乗せした約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、IB スーパー定期1年ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示利率となり金利上乗せとはなりませんので、ご了承ください。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利はJA おおいがわホームページに表示しています。 ○自動継続時の金利は窓口にお問い合わせください。
8. 手数料	———
9. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。

	<p>○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</p>
10. 中途解約時の取扱い	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%</p>
11. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
12. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A各支店または金融部金融推進課（電話：054-646-5102）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記J A金融部金融推進課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
13. その他参考となる事項	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○通帳式のみのお取り扱いとなります（総合口座通帳含む）。</p> <p>○満期解約予約については、総合口座通帳のみのお取り扱いとなります。ただし、メリットツターの基準明細の預け入れがある総合口座通帳は取扱いできません。</p> <p>○メリットツターの基準明細の預け入れがされている定期貯金通帳、総合口座通帳にネットバンクにより預け入れいただいた定期貯金はおまとめの対象外となります。</p> <p>○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。</p> <p>○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aおおいがわ